

家庭裁判所の統計によると、遺産分割調停・審判の件数は年々増加しています。相続争いになるケースが増えているのです。遺産争いになり調停や審判にまで進展してしまうと、そこで兄弟の縁が切れてしまい、その修復はとても難しくなってしまいます。親が遺した財産のせいで家族の縁が切れてしまう、こんなに悲しいことはありません。その争いを防ぐためにも生前の準備が必要です。その方法の一つに遺言書の作成があげられます。

遺言書を作成するメリットとして

- 親の意思が分かる
- 相続人同士で遺産の話し合いをしなくて済む
- 金融機関などの相続手続きがスムーズにできる

などがあげられます。

相続人以外の人に財産を遺したい場合、例えば自分の介護をしてくれたお嫁さん、お世話になった知人などに財産を渡したい場合は、遺言書を書かなければ実現できません。

遺産争いを防ぐということに関してだけではありません。遺言書があれば相続人全員の署名や印鑑証明書がなくても手続きができるようになります。相続人の中に音信不通の行方不明者がいたり、病気や障がいの人だったり、または未成年者など、遺産分割協議に参加することができない人がいる場合には遺言書があればとても役に立ちます。

財産額の多い少ないにかかわらず相続トラブルは起きています。遺された家族が幸せになるように願いを込め、遺言書を作成するようにしましょう。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料	けやき	尊徳記念館
相続入門編	4月12日（日）	4月3日（金）
遺言・家族信託編	5月17日（日）	5月15日（金）
相続対策編	6月14日（日）	6月5日（金）

*日程が変更になることがありますので、必ず電話でご確認ください。

●時間：9：45～11：45
(5分前までにご来場ください)

お申し込み TEL：0465-39-1900
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

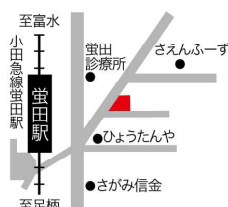


先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
宅地建物取引主任者
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
一般社団法人家族信託普及協会 会員

遺言・相続
の専門家



行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao@yuigon-souzoku.info
http://www.yuigon-souzoku.info